

Q 出向の場合の年休はどうなりますか。

A

(1) 在籍型の出向の場合

解釈例規は、継続勤務として勤務年数を通算すべき場合として、「在籍型の出向をした場合」を挙げています(昭 63.3.14 基発 150)。

したがって、在籍型の出向をした場合は、出向先は出向元における勤続期間も通算し、必要な年休を与えなければなりません。

例えば、出向元においてすでに 6 年 6 ヶ月以上勤続している場合は、出向先は出向者に 20 日の年休を与えなければなりません。

(2) 移籍型の出向の場合

移籍型の出向は、出向元との労働契約関係の解除、出向先との新たな労働契約の締結が行われるものであって、勤続期間は通算されないものと考えられます。

ただ、連結決算関係にある企業間とか、グループ会社間における出向の場合、仮に本社には戻ってこない移籍型の出向であっても、会社間の関係の緊密さの度合いによっては、通算すべきであるというケースもあり得るかもしれません。